



目次

- ★新型コロナウイルス感染症対策経営相談窓口設置のお知らせ
- ★新型コロナウイルス感染症対策、クラスター発生の防止に向けた取組の実施について
- ★商工会の動き（7月）
- ★定例税務・記帳相談のご案内
- ★厚生労働省より、時間単位の年次有給休暇制度のお知らせ
- ★新型コロナウイルス感染症に伴う支援のご案内

新型コロナウイルス感染症対策経営相談窓口設置のお知らせ！

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者様に対して、事業の継続を下支えする「持続化給付金」の申請が5月1日、「家賃支援給付金」の申請が7月14日から受付開始されました。

給付金は、電子申請（パソコン等）により申請手続きをすることになります。

電子申請は、原則、お持ちのパソコンやスマートフォンから、ご本人が行っていただくものですが、ご自身では電子申請が困難な事業所様に対して、商工会のパソコンを利用（解放）して、電子申請の入力支援や必要書類の確認などの手続きをサポートします。

ご希望の方は、商工会にご相談ください。

※解放するパソコン台数には限りがあり、混雑を避けるため、完全予約制とさせていただきます。

（持続化給付金、家賃支援給付金の申請内容につきましては、裏面をご覧ください。）

TEL：0533-76-3737

担当：村井、加藤

新型コロナウイルス感染症対策

クラスター発生の防止に向けた取組の実施について

1. 業務後に大人数で会食や飲み会を行うことを控えること。
2. 会食等で飲食店等を利用する場合には、今後運用の拡大が見込まれる、生活衛生関係の業界団体が確認した上で発行するポスターやステッカーのほか、飲食業界が策定している感染防止ガイドラインに対する自己適合宣言マーク等の表示に留意すること。
3. 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」のダウンロードや、感染者が発生した店舗を利用者に通知するためのシステムを地方自治体独自に導入している場合には当該システムの利用について、事業の公益性を踏まえつつ、自社従業員はもとより、取引先企業にも推奨すること。
4. テレワーク、時差出勤、自転車通勤を推進すること。
5. 体調が良くない従業員を出勤させないこと。

ご近所、お取引先等のお知り合いの方で未加入の事業所がありましたら、是非ご紹介下さい!!!

◇◇◇ 商工会の動き(7月) ◇◇◇

【 理 事 会 】 7月 1日	各委員会等の報告事項について 脱退会員の報告について 商工会視察旅行について 「みとふれあいまつり」について その他
【 地 域 委 員 会 】 7月30日	視察研修
【 青 年 部 】 7月 2日 7月 9日 7月29日	第2回東三河支部正副部長会議 第1回常任委員会 第1委員会



定例税務・記帳相談のご案内

商工会では、税務に関する様々な相談事について、税理士が皆様の専門の相談員となる無料の税務相談を行っています。『税金の各種控除を知りたい』『青色申告制度って何だろう』など、皆様の税に関するお悩みに対して、帳簿のつけ方、決算・申告の仕方など、適切なアドバイスを行います。

また、相続税対策等の相談にも応じます。いざ相続となった時に円満に遺産分割をするため（「争続」を避けるため）、事前の確認が大切です。遺言書の書き方の相談も受け付けます。

いずれも相談は無料ですので、お気軽にお申込みください。

1.日 時	令和2年8月20日(木) 10時~16時
2.場 所	御津町商工会館 相談室
3.講 師	東海税理士会豊橋支部派遣税理士等
4.申 込	商工会へ電話でご相談ください

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう！

～新しい働き方・休み方が始まっています～

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

＜労使協定で定める事項＞

- 1, 時間単位年休の対象労働者の範囲
- 2, 時間単位年休の日数
- 3, 時間単位年休1日分の時間数
- 4, 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

○労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

詳細につきましては、年次有給休暇取得促進特設サイトをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に伴う支援のご案内

○家賃支援給付金

家賃支援給付金とは、5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

■支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
- ②5月～12月の売上高について
 - ・1ヵ月で前年同月比▲50%以上または、連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている

■給付額 法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。

＜算定方法＞ 申請時の直近1ヵ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

■申請に必要な書類

- ① 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）
 - ② 申請時の直近3ヶ月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）
 - ③ 本人確認書類（運転免許証等）
 - ④ 売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）
- ※③、④は持続化給付金と同様

■申請期間 令和2年7月14日～令和3年1月15日

○持続化給付金

持続化給付金とは、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

■給付額 売上が前年同月比50%以上減少の法人に最大200万円、個人事業者に最大100万円支給

- ・主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者、令和2年新規創業者向けの申請も開始しました。
- ※家賃支援給付金、持続化給付金の詳細等につきましては経済産業省HP又は商工会までお尋ねください。

○雇用調整助成金の特例措置（緊急対応期間中）

雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。

特例措置により助成率及び上限額の引き上げを行っており、1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。

- ・助成率は企業の規模や、事業主が雇用を維持したか否かによって異なります。
- ・学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当等も助成対象となります
- ・特例措置は令和2年4月1日から令和2年9月30日までの期間内の休業が対象となります。

※詳細等につきましては厚生労働省HP・雇用調整助成金（新型コロナ特例）又は商工会までお尋ねください。

御津町商工会情報

御津町商工会・委託団体 令和2年8月予定表

	曜	予 定
5	水	
6	木	東三河支部青年部正副部長会議 17:00
7	金	豊川市平和祈念式典 10:30
8	土	休館日
9	日	休館日
10	月	休館日 山の日
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	休館日
16	日	休館日
17	月	総務委員会 18:00
18	火	中小企業支援担当者等研修 愛知御津駅橋上化現状説明会 15:00
19	水	中小企業支援担当者等研修 東三河支部職員代表者会議 13:30
20	木	中小企業支援担当者等研修 定例税務・記帳相談 10:00 理事会 18:30
21	金	
22	土	休館日

日	曜	予 定
23	日	休館日
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	
28	金	名浜道路推進促進経済連合会要望活動 10:00
29	土	休館日
30	日	休館日
31	月	

9月8日まで

日	曜	予 定
1	火	
2	水	
3	木	経営支援事例発表大会 13:30
4	金	
5	土	休館日
6	日	休館日
7	月	
8	火	

